

令和5年2月吉日

各 位

中日信用金庫

個人ローンにおける相続発生時の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫にて個人ローンをお借入中のお客さまが亡くなられた場合における取扱いについて、下記のとおり見直しをいたしましたのでお知らせいたします。

記

お借入中のお客さまに相続が開始されたことをもって「期限の利益喪失事由」とはいたしません。

なお、ご契約済みの個人ローン商品において「亡くなられたことを期限の利益喪失事由とする旨」がお借入規定等に記載されている商品につきましても同様の取扱いといたします。

これにより個人ローンにおいて「相続の開始があったこと」のみを理由として一括請求することはございません。

以 上